

概要版

塩竈市

高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



2024(令和6)年3月 塩竈市

① 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となる中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支える制度として定着しています。

総人口が減少に転じる中、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者は今後も増加していきます。

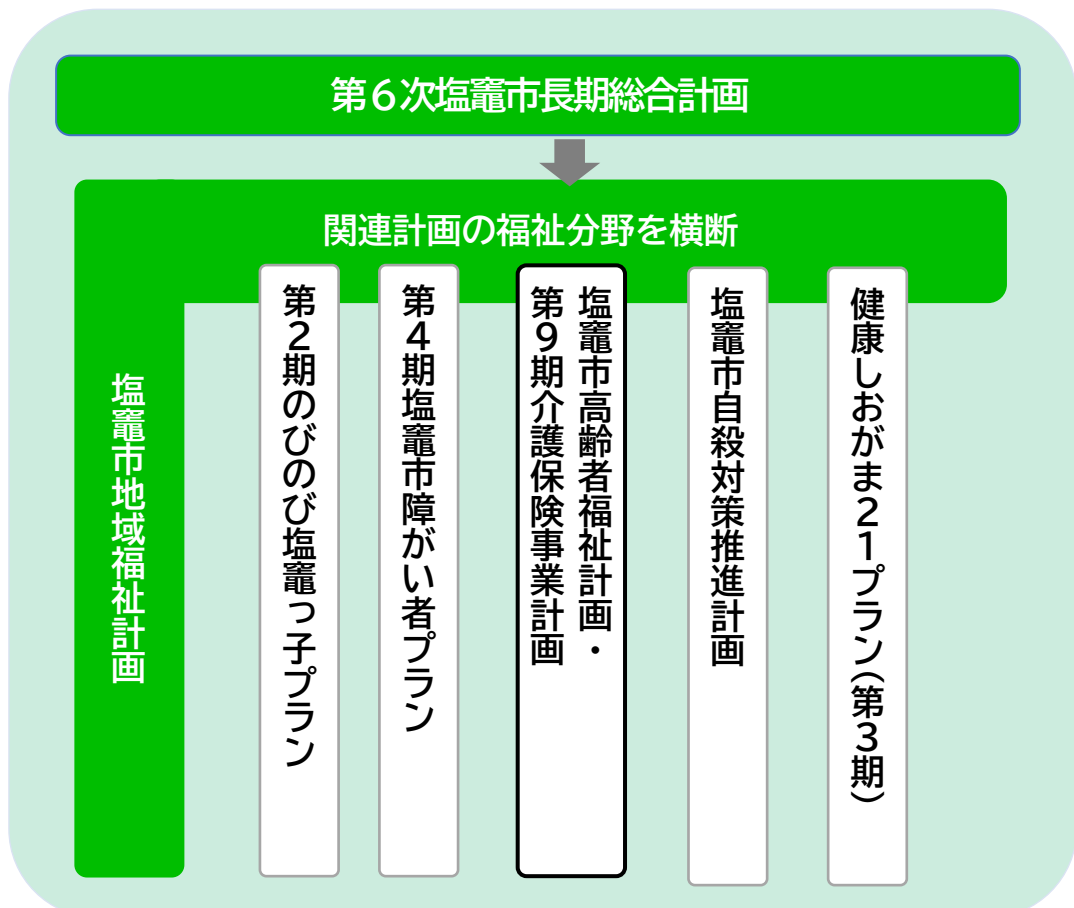
全国的には2040（令和22）年頃には、高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、既に減少に転じている生産年齢人口が2025（令和7）年以降さらに加速的に減少するという局面を迎えます。

住み慣れた地域で安心して日常生活を営めるよう、地域で完結して提供される、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が必要とされています。

塩竈市では、こうした状況を踏まえ、計画策定のための国が示す「基本指針」に沿って、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、塩竈市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）を策定しました。

② 計画の位置づけ

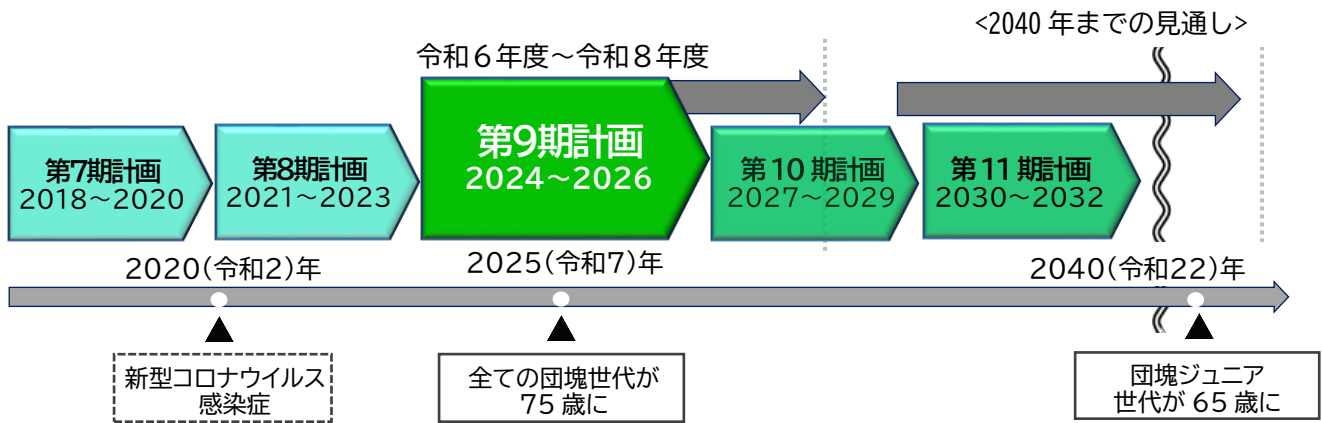
第9期計画は、「第6次塩竈市長期総合計画」を踏まえ、関連計画と連携を図りながら、高齢者福祉施策等を総合的に推進するためのものです。また国、県の指針や関連計画、さらには地域福祉に関する理念や取組みの方向性を示す「塩竈市地域福祉計画」との調和及び本市の関係諸計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

「市町村介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条に基づき 3 年間を 1 期とし、また「高齢者福祉計画」は老人福祉法第 20 条の 8 に「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの 3 年間とします。

<2040 年を見据えた介護保険事業計画の策定>

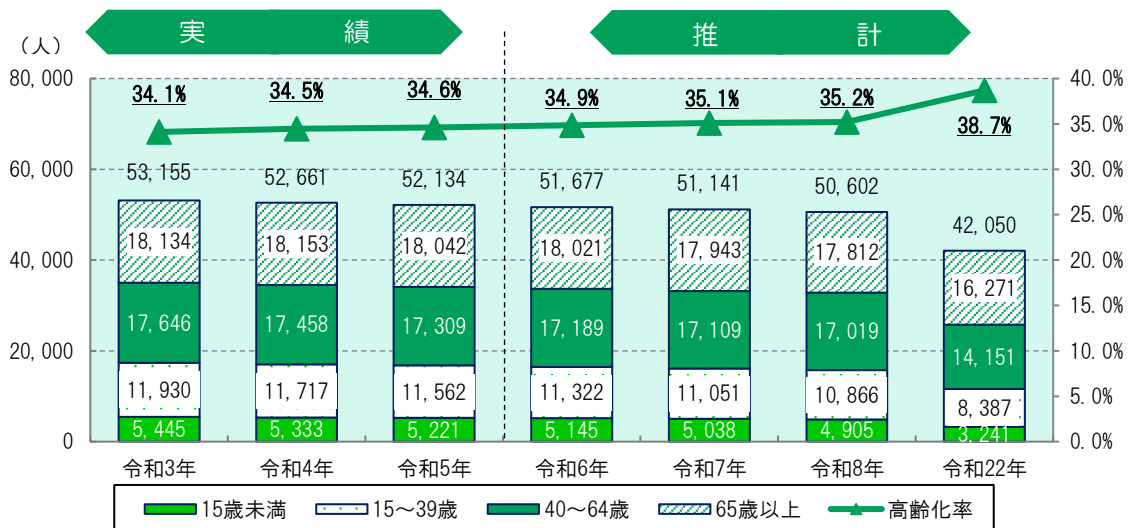


4 人口の推移と将来推計

(1) 人口構造の推移と推計

本市の人口は、緩やかな減少と少子高齢化が続いており、2023（令和 5）年 10 月 1 日現在では総人口 52,134 人、高齢者人口 18,042 人、高齢化率 34.6%となっています。なお、65 歳以上の人口は減少傾向にあります。人口が減少するため、高齢化率はその後も上昇していき、2040（令和 22）年には 38.7%となる見込みです。

■ 人口構造の推移と推計



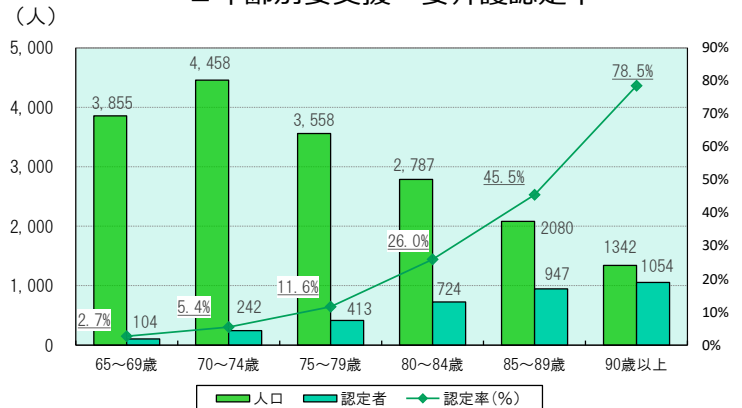
※令和 3 年～令和 5 年は、各年 10 月 1 日現在値
 ※令和 6 年以降は、コーホート変化率法により推計

(2) 年齢別の要支援・要介護認定率

年齢別の要支援・要介護認定率は、年齢が上がるにつれて高くなり、80～84歳では4人に1人、90歳以上では約8割となっています。



■ 年齢別要支援・要介護認定率



資料：人口は住民基本台帳（2023（令和5）年10月1日現在）
認定者は地域包括ケア「見える化」システムより

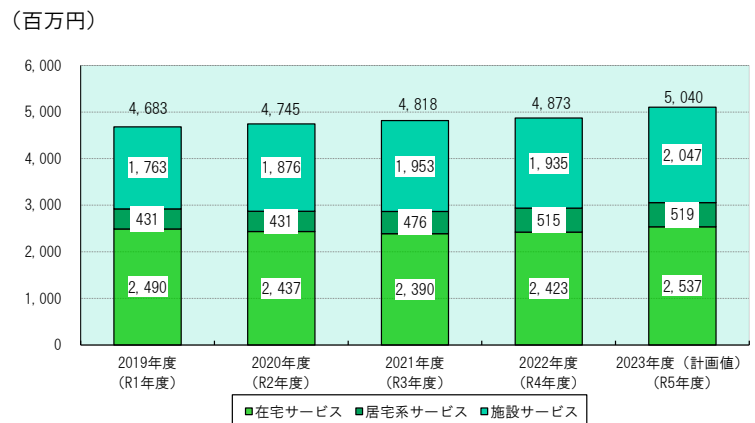
(3) 介護給付費の推移

本市の介護給付費全体の推移をみると、高齢者数の増加にともない、増加傾向にあります。

また、2023（令和5）年度の介護給付費の構成割合は、在宅サービスが約50%、施設サービスが約41%を占めています。



■ 介護給付費の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システムより

5 計画の基本理念

第9期計画では、前計画の「いつまでも自分らしくいきいきと暮らせるまち」の基本理念を継承し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、安心して生活できる地域包括ケアシステムの深化と推進を目指します。

いつまでも 自分らしく
安心して 暮らせるまち

6

基本目標

基本理念のもと、高齢者が心穏やかに、自助、共助、互助、公助の多様なサービスを利用できる「地域包括ケアシステムの構築」による地域づくりをめざします。

基本目標 1 安心して暮らせるまち

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、福祉サービス・介護サービスなどの基盤整備、元気な高齢者は自ら担い手となって互いに支え合う地域づくり、医療・介護等の連携強化と介護予防、認知症の人とその家族を支えるための対策、福祉・介護を担う人材の確保・定着対策などを推進します。

基本目標 2 健康で生きがいのあるまち

いきいきとした暮らしを送るためには、まず健康でなければなりません。レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じて、生きがいを感じながら積極的に地域社会へ参加できるよう、生きがいづくりの支援体制を推進します。

また、高齢者の生活機能を維持し、悪化を防止するために運動機能の維持に努めるなど、自立した生活を送ることができるよう、多職種による連携等を図りながら普及啓発や通いの場の充実、自立支援、介護予防、重度化防止の取組を推進します。

基本目標 3 互いに尊重し支え合えるまち

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく充実した暮らしができるよう、医療、介護、福祉、保健のサービスが提供されることにより、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など日常生活に不安のある高齢者やその家族を支援します。

また、誰もが「支援する人」「支援される人」のように分けられるのではなく、それぞれの役割をもってつながり合い、地域住民がお互いに支え合う体制を推進します。

7

共通施策

地域包括ケアシステムの推進・総合相談窓口の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、高齢者の支援ニーズの拡大や複雑化が見込まれることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが一層求められています。地域において、住民同士のつながりや、地域で活動する団体等の社会資源を活用しながら、見守りや支え合い、困っている高齢者を早期に見つけて支援できる、高齢者や家族等が相談できる総合相談窓口としての機能強化に取り組みます。

社会とのつながりでフレイルや認知症のリスクを低減

フレイル予防と認知症予防の定義や考え方は相同で、社会とのつながりを持ち、活動的な生活を送ることは、フレイルや認知症のリスクを下げ、心身の健康寿命の延伸に有効な手段とされています。楽しさとやりがいのある活動の参加、友人知人との交流、閉じこもりにならないための取組を推進していきます。

8

基本施策

基本施策1 健康づくり・介護予防に向けた取組の強化

- 1 運動機能向上と転倒リスク低減
- 2 フレイルの初期段階での介入・運動・栄養・社会参加のセット

基本施策2 低栄養・口腔機能低下の予防

- 1 低栄養状態を把握するための関係機関によるアウトリーチ
- 2 オーラルフレイル予防の取組、トレーニング体験

基本施策3 閉じこもり防止・外出支援・生きがい対策

- 1 社会参加（クラブ等）の活動支援とマッチング
- 2 閉じこもりの一次予防対策と閉じこもりの要因解消へのアウトリーチ

基本施策4 認知症対策

- 1 身体の“フレイル予防”と“社会交流”をセットで推進（再掲）
- 2 認知症ケアパスの普及、サポーターのフォローアップ

基本施策5 1人暮らし高齢者等の見守り

- 1 安否確認、通報サービス等、安心サービスの利用
- 2 ひとり暮らし高齢者等の直面する生活課題を見える化

基本施策6 家族介護者の負担の軽減・介護離職防止の取組

- 1 働く介護者への支援とネットワークづくり、介護ノウハウ取得支援、認知症施策との連動

基本施策7 要配慮者の避難行動支援の取組

- 1 避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画の作成



9

介護保険サービス給付費の見込みと保険料の算出

(1) 標準給付費

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの第 9 期標準給付費見込額を以下のように算定しました。

単位：円

		2024 年度 (R 6 年度)	2025 年度 (R 7 年度)	2026 年度 (R 8 年度)	合計
総給付費	①	5,057,069,000	5,069,377,000	5,076,803,000	15,203,249,000
特定入所者介護サービス費等給付額	②	139,132,537	139,397,806	140,760,935	419,291,278
高額介護サービス費等給付額	③	131,823,234	132,101,543	133,393,323	397,318,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	④	21,302,656	21,316,296	21,524,742	64,143,694
算定対象審査支払手数料	⑤	4,918,740	4,921,860	4,969,980	14,810,580
標準給付費見込額 (①+②+③+④+⑤)	⑥	5,354,246,167	5,367,114,505	5,377,451,980	16,098,812,652

(2) 地域支援事業費

2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの地域支援事業費見込額を以下のように算定しました。

単位：円

		2024 年度 (R 6 年度)	2025 年度 (R 7 年度)	2026 年度 (R 8 年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	⑦	208,799,558	208,076,884	207,392,769	624,269,211
包括的支援事業・任意事業費	⑧	114,699,829	115,480,400	116,274,720	346,454,949
地域支援事業費見込額 (⑦+⑧)	⑨	323,499,387	323,557,284	323,667,489	970,724,160

(3) 第 9 期の保険料基準額

第 9 期計画期間の保険料基準額の算定基礎費用は、第 8 期より緩やかに増加し約 171 億円となり、そのうち第 1 号被保険者保険料収納必要額は約 38 億円を見込み、保険料基準額は月額 6,010 円となります。



(4) 第9期の保険料基準額

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、国が示す標準段階に基づき、所得ごとに13段階に設定しています。

なお、低所得者である第1段階から第3段階までは、公費による軽減措置が図られています。

区分		所得の状況と対象者	調整率	月額保険料 (円)	年額保険料 (円)	
第1段階	本人住民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 本人の年金収入等が80万円以下の方 	×0.285	1,713円	20,554円	
第2段階			<ul style="list-style-type: none"> 本人の年金収入等が80万円超え120万円以下の方 	×0.485	2,915円	34,978円
第3段階			<ul style="list-style-type: none"> 本人の年金収入等が120万超えの方 	×0.685	4,117円	49,402円
第4段階	世帯住民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の年金収入等80万円以下の方 	×0.90	5,409円	64,908円	
第5段階 (標準額)			<ul style="list-style-type: none"> 本人の年金収入等が80万円超えの方 	×1.00	6,010円	72,120円
第6段階	本人住民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の合計所得金額が120万未満の方 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 本人の合計所得金額が720万円以上の方 	×1.20	7,212円	86,544円	
第7段階			×1.30	7,813円	93,756円	
第8段階			×1.50	9,015円	108,180円	
第9段階			×1.70	10,217円	122,604円	
第10段階			×1.90	11,419円	137,028円	
第11段階			×2.10	12,621円	151,452円	
第12段階			×2.30	13,823円	165,876円	
第13段階			×2.40	14,424円	173,088円	

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費を控除した額）から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

※各所得段階の月額保険料は目安の保険料です。年額保険料を12月で割り算定しました。

※第1段階～第3段階は、公費による軽減後の数値です。

塩竈市 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（概要版）

発行者/塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課

住所/〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1

TEL/022-364-1204 FAX/022-366-7167

URL/ <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>